

令和7年度第2回三郷市地域公共交通活性化協議会

1 開催日時：令和8年1月21日（水）13時30分～14時30分

2 開催場所：三郷市役所 本庁舎 7階 大会議室

3 出席者 20名（委員総数24名）

（委員）

城津守委員、多田聡委員、杉岡耕一委員、長坂保宏委員、（代理出席 船越）、川島磨委員、
関根肇委員、白石昂之委員、小見山希生委員、金森宗一郎委員、中村秋男委員、相馬喜一委員、
高木純子委員、北沢一樹委員（代理出席 野口）、中村清一委員、高橋和貴委員、阿久津邦子委
員、茂呂義雄委員、宇田川初夫委員、須永大介委員、西野常博委員

（事務局）

まちづくり推進部副部長（以下、川端副部長）

都市デザイン課：谷口都市デザイン課長（以下、谷口課長）、

鏡都市デザイン課長補佐（以下、鏡課長補佐）、今井主任、若木主任、中村主事

4 協議会

（1）開 会

●（川端副部長）

[開会]

[配布資料の確認]

●（川端副部長）

城津会長より開会のご挨拶をお願いしたいと存じます。

●（城津会長）

[開会挨拶]

●（川端副部長）

それでは、三郷市地域公共交通協議会設置要綱第7条第1項の規程により、会長が本会議の議長となりますので、以降の議事進行を会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

●（城津会長）

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。初めに、委員の出席状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

●（谷口課長）

ご報告申し上げます。ただいまの出席状況は、委員24名中、20名が出席しております。従いまして、三郷市地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条第2項の規定による定足数である過半数に達しておりますことを、ご報告申し上げます。

●（城津会長）

ただいまの事務局からの報告のとおり、本日の協議会は成立しております。議題に入る前に、傍聴者の申し込み状況について事務局より報告をお願いいたします。

●（谷口課長）

協議会開催の事前告知を行いました。傍聴者はありません。

●（城津会長）

傍聴者はありませんとのことですので、このまま議事を進行いたします。

続きまして、当協議会の公開、非公開の決定をまいります。当協議会は原則、公開で行うこととなっております。事務局より公開、非公開の取扱いについて、説明をお願いいたします。

●（谷口課長）

本協議会は三郷市地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条第4項の規定により、原則公開となっておりますが、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めるときは非公開とすることができます。

●（城津会長）

ただいま、事務局より非公開の扱いについて説明がございました。私の思うところでは、本日の議題に非公開とすべき事項はございませんが、皆様いかがでしょうか。公開としてよろしいでしょうか。

[意見なし]

ありがとうございます。それでは、公開のもと議事を進行いたします。

●（城津会長）

当協議会の終了後、一部の委員の方々には運賃協議会へのご参加をお願いしております。そのため、議事の進行につきましては、時間配分を考慮しながら進めてまいりたいと存じます。皆様ご了承いただけますでしょうか。

[意見なし]

ありがとうございます。

(3) 議 題

● (城津会長)

それでは、次第3の「議題」へと進めてまいります。議題(1)パブリックコメント結果について事務局より説明願います。

● (鏡課長補佐)

[議題(1)について資料1、資料1-1に基づき事務局より説明]

● (谷口課長)

今後のスケジュールにつきましては、計画案を事務局にて取りまとめ、最終案としてご提示したいと考えております。

文言や表現につきましては、事務局にご一任いただければと存じますが、いかがでしょうか

[意見なし]

ありがとうございます。修正案のお示しにつきましては、協議会の書面開催という形で確認依頼を予定しておりますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

● (城津会長)

ただいまのご説明につきまして、補足をさせていただきます。

パブリックコメントでは市としての対応方針をお示ししておりますが、計画の変更が必要なものとそうでないものが混在しております。例えば、1番のカーシェアリングにつきましては計画の変更および修正が必要となる項目です。一方、2番は変更の必要がない項目でございます。やや分かりにくい部分もあるかと存じますので、詳細につきましては事務局より補足をお願いいたします。

また、資料1につきましては市民への公表を予定しておりますので、最終的な回答案については整理のうえ取りまとめてまいりたいと存じます。

● (鏡課長補佐)

計画変更を行う項目番号についてご説明いたします。

まず、1番のカーシェアリングにつきましては、記載がございませんので追記してまいります。また、9番および11番につきましては、スケジュールの見直しを行う予定です。それ以外の項目につきましては、現行の計画のまま進めたいと考えております。

● (城津会長)

大きくは3点、計画の内容変更を予定しており、それ以外は細部の文言を除いて、以前ご確認いただいた計画案をそのまま採用するという提案になります。ご意見等ございましたら、お願いいたします。

●（高橋委員）

資料1の6番につきまして、路線バスの系統別利用者数の把握に5年も要するという点については、期間が長いように感じられますが、いかがでしょうか。

●（鏡課長補佐）

系統ごとの利用者数につきましては、市ではコミュニティバスは把握できる状況です。民間路線バスについては、バス事業者のご協力を得ながら把握していきたいと考えております。併せて、計画に位置づけた幹線路線の現状を把握し、必要に応じて見直しを行っていただきたいと考えております。

●（高橋委員）

バス事業者においても、系統ごとの利用者数に関するデータは取得していないのでしょうか。

●（城津会長）

データを取得するのもしないのか、また、そのデータをどのように活用していくのか。さらに、今後5年間は足踏みをするのか、あるいは随時検討を進めていくのかについて、事務局の考えをお聞かせください。

●（鏡課長補佐）

事業者側ではデータを保有しております。事業者に協力いただきながらデータを取得していきたいと考えています。

今回いただいたご意見を踏まえ、適宜見直しを行っていただきたいと考えております。

●（須永委員）

10番と12番についてお聞きしたいと思います。今回の意見照会は、あくまで地域公共交通計画に関するものですので、10番の自転車に関する内容は公共交通の範囲では対応できないものといえます。一方で、12番については対応できないものではなく、計画との関連性がある項目と捉えております。いただいたご意見に対する回答が関係部署へ情報提供を行うのみというのは、やや不十分であると感じております。

意見を寄せられる方にとっては、市役所全体への意見であり、特定の課を宛先として提出しているわけではありません。そのため、関係部署と協議のうえ、市としてどのように対応していくのかを示す形で回答する方が望ましいと考えております。

●（鏡課長補佐）

いただいたご意見を踏まえ、回答案の見直しを行いたいと考えております。

また、関係課に対しても協議を行ってまいりたいと考えております。

●（城津会長）

全体を再点検したうえで、市としての方針を明確に示す形で回答を取りまとめたいと存じま

す。そのほかご意見等ございましたらお願いいたします。

[意見なし]

事務局から補足がございましたら、お願いいたします。

● (谷口課長)

ご意見ありがとうございました。

実際に計画を進めて行く中で、前倒しできるものについては前倒ししていければと考えております。また、市としての見解を示すため、関係部署と連携しながら回答してまいりたいと思います。

● (城津会長)

地域公共交通計画の策定につきましては、3月末を目途に事務局で進めていくと聞いております。この後、パブリックコメント手続きの公表を経て、計画の最終調整を行っていきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議題(1)を終了とさせていただきます。

続きまして、議題(2)道路運送法第9条第4項等の協議について、事務局よりご説明をお願いいたします。

● (今井主任)

[議題(2)について資料2に基づき事務局より説明]

運行サービスの水準につきまして、運行事業者であるマイスカイ交通株式会社よりご説明をお願いいたします。

● (杉岡委員)

1日の運行本数は往復各13便としております。始発は新三郷駅西口6時5分発・吉川駅南口着、終発は吉川駅南口20時発・新三郷駅西口着となります。

なお、土日祝およびお盆、年末年始については運行を休止しております。

乗務員不足の状況は変わらず厳しい状況ではございますが、引き続き皆様のお役に立てるよう、努力してまいります。

● (今井主任)

ありがとうございます。

議題(2)に関しまして、事務局からの説明は以上となります。

● (城津会長)

ありがとうございます。

ご意見等ございましたら、お願いいたします。

●（高木委員）

マイスカイ交通株式会社の料金収受は、現金のみでしょうか。

●（杉岡委員）

現金、回数券となっております。

●（高木委員）

代替交通は交通計画の中でどのような位置づけとなっているのでしょうか。P7に記載されている事業⑧-1および⑧-2に続き、⑧-3として位置づけ、追記することも可能ではないでしょうか。

●（城津会長）

事務局回答願います。

●（今井主任）

事業①-2にコミュニティバスの利用促進収支改定というものがございますのでこちらの中に位置づけをと考えておりますが、いただいたご提案を踏まえ、再度検討させていただければと存じます。

●（城津会長）

ありがとうございます。

●（高橋委員）

今回代替交通の対象となる路線は、現在のメートー観光のM1系統ということでしょうか。

●（今井主任）

メートー観光の系統番号については、ご指摘のとおりM1系統となっております。

●（高橋委員）

メートー観光のホームページを拝見すると、便数がもう少し多いように見受けられますが、こちらは最新の情報ではないという理解でよろしいでしょうか。

●（今井主任）

令和2年度以降は土曜日ダイヤで運行しておりますが、ホームページ上では、それ以前の平日ダイヤも含めて掲載されているようです。

往復各13便というのは、現時点におけるメートー観光のサービス水準と同等となります。

●（須永委員）

切れ目なく運行いただけるとのことで、感謝申し上げます。

R9年4月以降の本格運行を目指しているとのことですが、初年度の1年間は実証運行として位置づけられているという理解でよろしいでしょうか。その場合、実証運行の中でどのような点について検証していく想定なのか、お伺いしたいと考えております。

●（今井主任）

運行については5年間の継続を予定しておりますが、そのうち初年度の1年間は実証運行として位置づけております。実証の内容としましては、運行ルート・路線およびダイヤについて検証を行うことを想定しております。現時点でのサービス水準は、既存事業者の運行内容をおおむね引き継ぐ形としておりますが、この便数やルートが地域にとって最適なものとなっているかについても、実証運行を通じて検討していきたいと考えております。

●（須永委員）

可能であれば、早い段階から定期的に報告や協議できる場を設けていただけると望ましいです。

●（今井主任）

ご指摘のとおりです。可能な限り情報提供を行うとともに、皆様にも必要に応じて資料等をお渡しできればと考えております。

●（関根委員）

5年経過した後の取扱いは、どのようにお考えでしょうか。

本事業はメートー観光の代替として運行されるとのことですが、今後の手続きスケジュール等について、現時点での整理はあるのでしょうか。

また、運行にあたっては役所への手続きや各種許認可が必要になると考えられますが、吉川市および三郷市双方の合意が必要となるなかで、吉川市との協議をどのように進めていくのかお考えをお聞かせください。

●（今井主任）

路線バス事業を新たに開始するには、国からの認可が必要であり、通常は手続きにおよそ3か月程度を要します。

しかし、本日の活性化協議会は関係する各事業者が一堂に会する場であるため、この場で協議が整えば、承認までの期間が短縮されるというメリットがあります。そうした点も踏まえ、本日は本議題についてご協議をお願いしているものです。

なお、吉川市とも既に調整を行っており、吉川市の活性化協議会は翌週に開催予定で、同様の議題について協議が行われると伺っております。

5年目以降の運行継続については現時点では判断しておらず、1年間の実証運行および4年間の本格運行を経て、再度検討していければと考えております。

●（城津会長）

吉川市とは情報交換・共有はおこなっているところではありますが、本協議会は吉川市より先行して開催している状況です。

吉川市へ一定の情報提供を行うことについて、皆様ご異議はございませんでしょうか。

[意見なし]

ありがとうございます。

事務局より資料2の協議証明書の発行について補足説明をお願いします。

●（今井主任）

[資料2に基づき事務局より補足説明]

●（城津会長）

協議証明書の発行について運賃協議会においても同様に採決を行う予定となります。

その他、ご意見ございましたら、お願いいたします。

●（茂呂委員）

実証運行を行うにあたっては、バス事業者がダイヤを決定する形となるのか、それとも地元で利用者の声を聞きながら実証を進めていくのかお伺いしたいと考えております。

1時間に1本の運行間隔では、高齢者が病院や買い物に行く際に不便となる場合があります。少なくとも実証運行においては、高齢者が実際にどの時間帯に利用しているのかを確認していただきたいと思います。利用時間が1時間ずれてしまうだけで、病院や買い物、娯楽施設へ行けなくなることもあります。実証運行の方向性として、ぜひ利用者の立場に立って検討していただきたいと考えています。

バス事業者のご負担が大きいことは承知しておりますが、公共交通としての役割を踏まえた実証を行っていただきたいと思います。

●（今井主任）

現時点では、お示ししているダイヤに基づいて運行する予定としております。まずは、実際にご利用いただいた方の利用実績を把握することを考えています。

ダイヤについては、現時点で確定しているものではありませんが、利用者の声をアンケート等で把握しそれを反映していく機会は設けたいと考えております。

便数については、当面は既存事業者のサービス水準を維持することを基本としており、増便に向けた追加の対応は現段階では想定していません。ただし、利用者が増加し、運賃収入が向上した場合には、サービス水準の向上について検討する余地はあるものと考えています。

●（谷口課長）

補足させていただきます。

本事業は公費を投入して継続するものであるため、現行のサービス水準を上回る対応は難しい面があります。公費による支援を受けずに事業を継続している同業他社もある中で、まずは現行と同等のサービス水準を維持することを基本として、取組を進めていきたいと考えております。

●（茂呂委員）

本路線は高齢者の多い地域を運行していることから、利用者の立場に立ち、できるだけ利用しやすい運行となるよう検討していただきたいと考えています。

●（城津会長）

高齢者の移動手段をすべてバスで補うことは難しいと考えておりますが、さまざまな可能性について、このような場で議論を重ねていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料2の最後に記載しております協議証明書の発行について、採決を行いたいと思います。本件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[全員賛成で可決]

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了となります。進行を事務局にお返しします。

(4) 事務連絡

●（川端副部長）

次回の協議会の開催につきましては、日程が決まり次第開催通知を送付させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(5) 閉会

●（川端副部長）

それでは以上をもちまして、閉会といたします。皆様、本日はご出席いただきありがとうございました。